

## 愛知県公立大学法人給与規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第2号。以下「就業規則」という。）第33条の規定に基づき、愛知県公立大学法人（以下「法人」という。）の教職員（就業規則第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当とする。

### (給料)

第3条 教職員には、愛知県公立大学法人教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第31号。以下「勤務時間休日休暇規程」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対して給料を支給する。

### (給料表)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、その給料表に定めるところによる。

- (1) 教育職給料表（別表第1）
- (2) 一般職給料表（別表第2）
- (3) 保健職給料表（別表第3）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、愛知県公立大学法人給料に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第19号。以下「給料規程」という。）で定める。

### (初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 教職員の職務の級は、給料規程で定める基準により決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、給料規程で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、給料規程で定めるところにより決定する。
- 4 教職員の昇給は、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とし、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。ただし、特別の場合の昇給は、理事長が定めた場合に行うことができる。
- 5 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するもの（これらの教職員のうち理事長が別に定める教職員に限る。）にあつては3号給）とすることを標準として給料規程で定める基準に従い決定する。
- 6 55歳を超える教職員に関する前項の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 7 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、教職員の昇給に必要な事項は、給料規程で定める。
- 10 休職にされた教職員が復帰した場合、勤務時間休日休暇規程第17条第1項に規定する療養休暇（以下「療養休暇」という。）のため勤務しなかった教職員が再び勤務するに至った場合、愛知県公立大学法人教職員育児休業及び介護休業に関する規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第33号。以下「育児介護休業規程」という。）

第3条に規定する育児休業をし、又は同規程第20条第1項に規定する介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との権衡上必要があるときは、復帰した日、再び勤務するに至った日又は職務に復帰した日以後において、給料規程で定めるところにより、その者の給料月額を調整することができる。

1 1 愛知県公立大学法人再任用に関する規程により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

1 2 再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間休日休暇規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（給料の調整額）

第6条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、調整前における給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内で、給料月額につき適正な調整額を定める。

2 給料の調整を行う職は、給料の調整額適用区分表（別表第4）の勤務箇所に勤務する同表の教職員欄に掲げる教職員の占める職とし、給料の調整額は、当該教職員に適用される給料表及び職務の級に応じて調整基本額表（別表第5）に掲げる調整基本額（その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）にその者に係る給料の調整額適用区分表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。ただし、育児介護休業規程第14条に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）は、本文の規定による額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（給与の支払）

第7条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申し出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

（給与の支給日及び支給方法）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、その支給日は、その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日とする。

(1) その月の16日が日曜日に当たるとき 14日

(2) その月の16日が土曜日に当たるとき 15日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（次号において「休日」という。）に当たるときは、14日）

(3) その月の16日が休日に当たるとき 17日

2 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 教職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の1日から末日まで支給するとき以外の

とき、その給料額は、その月の現日数から勤務時間休日休暇規程第6条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を日割りによって計算する。

6 教職員が、教職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、その月の給料支払日前であっても、日割計算による請求の日までの給料をその際支給する。

7 前6項に定めるもののほか、給料の支給方法に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人給料等支給方法規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第20号。以下「給料等支給方法規程」という。）で定める。

（扶養手当）

第9条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族は、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

（1）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

（2）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）60歳以上の父母及び祖父母

（4）22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）身体又は精神に著しい障害がある者で、終身労務に服することができない程度の者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については15,100円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,500円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、愛知県公立大学法人扶養手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第21号）及び給料等支給方法規程で定める。

（地域手当）

第10条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給する。

2 地域手当の月額は、教職員の給料の月額、扶養手当の月額及び管理職手当の月額の合計額に、100分の9.5を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第11条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用量を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人の公舎を貸与され、使用料を支払っている教職員その他愛知県公立大学法人住居手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第22号。以下「住居手当規程」という。）で定める教職員を除く。）に対して支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

（1）前項の教職員のうち月額23,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

（2）前項の教職員のうち月額23,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

(初任給調整手当)

第12条 初任給調整手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員の職で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後あらかじめ定めた期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。ただし、第18条に規定する管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を除く。

- 2 前項の規定により初任給調整手当を支給される教職員は、その採用が医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師国家試験（以下「医師国家試験」という。）又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師国家試験（以下「歯科医師国家試験」という。）の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）から35年及び理事長が指定するこれに準ずる期間（以下「経過期間」という。）内に行われたものとする。
- 3 第1項に掲げる職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 4 初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年を超えることとなる教職員には、初任給調整手当は支給しない。
- 5 初任給調整手当の支給期間及び支給額は、教職員の採用の日又は第3項の教職員となった日以後の期間の区分に応じた初任給調整手当額表（別表第6）に掲げる額（育児短時間教職員にあつては、その額に勤務時間休日休暇規程第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。医師国家試験又は歯科医師国家試験の合格の日の属する月の翌月の1日（当該合格の日が月の1日であるときは、その日）後にそれぞれ採用されたものに対する初任給調整手当額表の適用については、医師国家試験合格の日の翌月の1日（その日が月の1日であるときは、その日）を採用の日とみなして、その日からそれぞれ現に採用された日の前日までの期間初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 6 初任給調整手当を支給されている教職員が休職にされた場合における当該教職員に対する初任給調整手当額表の適用については、当該休職の期間（第29条第1項又は第4項ただし書きの規定により、給与の全額を支給される休職の期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 7 初任給調整手当を支給されている教職員が異動した場合には、異動後の職が第1項及び第2項に規定する職である場合を除き、当該異動の日から初任給調整手当は支給しない。
- 8 初任給調整手当を支給する場合には、初任給調整手当支給調書（様式1）を作成し、保管するものとする。
- 9 初任給調整手当を支給する教職員の要件が改正された場合において、当該改正の日（以下本項において「改正の日」という。）の前日から引き続き在職している教職員のうち、改正の日前に改正の日における規定が適用されていたものとした場合に初任給調整手当が支給されることとなる教職員でその者の初任給調整手当の支給期間及び経過期間が改正の日の前日までに満了しないこととなるものについては、改正の日以降、初任給調整手当を支給する。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる教職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤す

ることが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で愛知県公立大学法人通勤手当規程(平成19年愛知県公立大学法人規程第23号。以下「通勤手当規程」という。)で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、4万円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める額(再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して通勤手当規程で定める職員にあつては、その額から、その額に通勤手当規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当規程で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、通勤手当規程で定めるもののうち新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関または有料の道路(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤手当規程で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、通勤手当規程で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が4万円を超えるときは、支給単位期間につき、4万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が4万円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、4万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

- 4 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当規程で定める通勤手当にあつては、通勤手当規程で定める期間）に係る最初の月の通勤手当規程で定める日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の通勤手当規程で定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当規程で定める額を返納させるものとする。
- 6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として通勤手当規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（単身赴任手当）

第14条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して愛知県公立大学法人単身赴任手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第24号。以下「単身赴任手当規程」という。）で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する通勤箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当規程で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が単身赴任手当規程で定める距離以上である教職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 国家公務員その他単身赴任手当規程で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の単身赴任手当規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当規程で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当規程で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（大学入試センター試験監督等業務手当）

第14条の2 大学入試センター試験監督等業務手当は、大学入試センター試験（以下、「センター試験」という。）の監督等業務に従事した教員及び助手に対し、1日当たり20,000円を支給する。各大学の学部長等は、センター試験の監督等業務に従事した教員について、大学入試センター試験監督等業務手当整理簿（様式2）を作成し、これを管理・保管しなければならない。

（教員免許状更新講習手当）

第14条の3 教員免許状更新講習手当は、次に掲げる教員免許状更新講習の講師として従事した教員に対し

て、1時間あたり6,080円(1時間未満の端数を生じた場合はその端数の時間に1時間あたりの単価を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)を加えた額とし、講習が1時間に満たない場合はその満たない時間に1時間当たりの単価を乗じて得た額(1円未満の端数切り捨て)とする)を支給する。

- (1) 教育の最新事情などの必修領域
- (2) 教科指導、生徒指導などの選択領域  
(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額(この額に、初任給調整手当の支給を受ける教職員にあっては、この手当の月額につき第27条の規定の例により計算して得た額を加算した額とする。第3項から第6項まで、第17条第2項及び第18条第2項において同じ。)に次に掲げる勤務の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する休日を除く。次項において同じ。)における勤務 100分の125(その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の150)
  - (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135(その勤務が午後10時から午前5時までの間である場合は、100分の160)
- 3 再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務教職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、100分の100とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、あらかじめ同規程第6条第2項又は第3項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた教職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(理事長が別に定める時間を除く。)について、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再任用短時間勤務職員及び育児短時間教職員が、勤務時間休日休暇規程第8条第1項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たり給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
  - (1) 第1項の勤務の時間 100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)
  - (2) 前項の勤務の時間(同項に規定する理事長が別に定める時間を除く。) 100分の50
- 6 「勤務時間、休日、休暇等に関する規程」第12の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 前項第1号に掲げる時間（次号の時間を除く） 100分の25
- (2) 前項第1号に掲げる時間（週休日の勤務に限る） 100分の15
- (3) 前項第2号に掲げる時間 100分の25  
（管理職員特別勤務手当）

第16条 管理職員特別勤務手当は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は勤務時間休日休暇規程第9条第2項に規定する日（以下「休日」という。）に勤務した場合に、当該教職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合には、当該教職員に対して管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、15,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当規程で定める勤務をした教職員にあつては、この額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当規程で定める額

4 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、管理職員特別勤務手当を支給しない。

5 前各項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当規程及び給料等支給方法規程で定める。

（夜間勤務手当）

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務時間1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

（休日勤務手当）

第18条 休日勤務手当は、休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第27条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間休日休暇規程第10条の規定により休日に勤務を命ぜられた勤務時間に相当する時間を、他の日に勤務させないこととされた教職員の、その休日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

（管理職手当）

第19条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち愛知県公立大学法人管理職手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第26号。以下「管理職手当規程」という。）で指定するものに在職する教職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額額は、前項に規定する職を占める教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額に100分の25を乗じて得た額を超えない範囲内において管理職手当規程で定める。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の愛知県公立大学法人期末手当及び勤労手当規程（平成19年愛知県公立大学法人規程第27号。以下「期末勤労手当規程」という。）で定める日（次条及び第22条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（第29条第6項の規定の適用を受ける教職員及び期末勤労手当規程で定める教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの教職員のうち、期末勤労手当規程で定める教職員を除く。第23条第2項及び附則第10項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が3級以上であるもののうち期末勤労手当規程で定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき期末勤労手当規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して期末勤労手当規程で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末勤労手当規程で定める割合を乗じて得た額（期末勤労手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員にあつては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で期末勤労手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末勤労手当規程で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条第4号の規定による懲戒免職の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第2項第2号及び第3号の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員

(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられたもの

第22条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮(こ)以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、民法第98条に定める公示の方法によるものとする。この場合においては、その公示の日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該一時差止処分を受けるべき者に交付されたものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮(こ)以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して一年を経過した場合

5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末勤勉手当規程で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、基準日以前6か月以内の期間(期末勤勉手当規程で定める教職員にあっては、期末勤勉手当規程で定める期間)におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属す

る月の期末勤勉手当規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した教職員（期末勤勉手当規程で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、期末勤勉手当規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額の範囲を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に定める額の総額

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項及び附則第8項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額。

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（育児休業の教職員に係る期末手当等の支給）

第24条 第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（育児介護休業規程第3条の規定によるものをいう。以下同じ。）をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第23条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（期末勤勉手当規程で定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

（特定の職員についての適用除外）

第25条 第15条、第17条及び第18条の規定は、第19条第1項の規定により管理職手当を受ける教職員には適用しない。

2 第9条、第11条、第12条の規定は、再任用職員には適用しない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りではない。

（地域手当等の支給方法）

第26条 地域手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、給料等支給方法規程で定める。

（勤務一時間当たりの給与額）

第27条 勤務1時間当たりの給与額は、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の1週間当たりの時間に52を乗

じたものから139時間30分を減じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第28条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、休日の場合、勤務時間休日休暇規程第15条に規定する休暇(組合休暇を除く。)の場合、就業規則又は法律の規定により特に勤務しないことが認められている場合(育児介護休業規程第24条に規定する部分休業を承認された場合を除く。)を除き、その勤務しない時間1時間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間休日休暇規程第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額を減額する。

2 教職員が療養休暇(業務上の傷病及び通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。次条において同じ。))による傷病による療養休暇を除く。)により勤務しない場合であって、90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、教職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以降の給与から差し引く。

(休職者の給与)

第29条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 教職員が前項以外の心身の故障により就業規則第19条第1項第1号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 教職員が就業規則第19条第1項第2号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が就業規則第19条第1項第3号に掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、休職にされた原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

5 教職員が就業規則第19条第1項第4号及び第5号のいずれかに掲げる理由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

6 第2項、第4項又は第5項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に定める基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第28条第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡したときは、第20条第1項の規定により期末勤勉手当規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、期末勤勉手当規程で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(育児休業者の給与)

第29条の2 育児介護休業規程第3条により、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

(育児短時間勤務者の給与)

第29条の3 育児介護休業規程第14条により、育児短時間勤務の承認を受けた教職員（以下「育児短時間勤務教職員等」という。）の給与等については次のとおりとする。

- (1) 給料月額 給料規程により算定される給料月額に、育児介護休業規程第15条により定められたその者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。
- (2) 通勤手当 育児短時間勤務教職員等のうち育児介護休業規程第15条第1項第4号及び第5号に定められた者については、通勤手当規程第8条に規定されている交代制勤務者等の例による。ただし、通勤手当規程第9条（自動車等使用者の支給額）で定められた額については、21から通勤所要回数数の数を差し引いた数を21で除して得た割合を乗じて得た額を減じた額とする。
- (3) 時間外勤務手当 愛知県公立大学法人契約職員就業規則（平成19年愛知県公立大学法人規則第4号）第22条の例による。
- (4) 期末手当及び勤勉手当 第20条第3項、第4項及び第23条第3項に規定する「給料の月額」については、「給料の月額を算出率」で除して得た額とする。第20条第4項に規定する「給料月額」についても、給料月額を算出率で除して得た額とする。

（雑則）

第30条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

#### 附 則

〔沿革〕 平成21年11月30日規程第7号改正

〔沿革〕 平成22年1月29日規程第11号改正

〔沿革〕 平成23年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成27年3月30日規程第18号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第9号改正

〔沿革〕 平成28年3月24日規程第12号改正

〔沿革〕 平成28年12月26日規程第7号改正

（施行日）

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

（経過規定）

- 2 この規程の規定により理事長が定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間は、愛知県の職員の給与に関する条例（昭和42年愛知県条例第3号）の例による。
- 3 法人成立の日の前日に愛知県職員であり、かつ平成18年3月31日以前に採用された者については第6条第2項の規定による給料の調整額のほか、次の表による区分の額を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	調 整 額			
		平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	平成20年4月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教育職給料表	1級	450円	300円	150円	144円
	2級	525円	350円	175円	193円
	3級	675円	450円	225円	217円
	4級	750円	500円	250円	242円

	5級	975円	650円	325円	315円
--	----	------	------	------	------

(承継教職員に係る経過措置)

- 4 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。)第59条第2項の規定により法人の教職員となった者(以下「承継教職員」という。)で、この規程によりその者の給料月額(平成27年4月1日以後にあっては、同年3月31日においてその者が受けていた給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)が施行日の前日において愛知県の職員の給与に関する条例の規定により受けていた給料月額(同年4月1日以後にあっては、当該給料月額に100分の98.74を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)(給与規程の一部を改正する規程(平成21年規程第7号)の施行の日において教職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級の欄及び号給欄に掲げる者以外の者(以下「減額改定対象職員」という。)にあっては、当該給料月額に100分の98.52を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる教職員には、平成29年3月31日までの間、給料月額のほか、平成26年3月31日までの間においては、その差額に相当する額(給与規程附則第8項の規定により給与が減ざられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額。以下「差額相当額」という。)を平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間においては差額相当額に100分の75を乗じて得た額を、平成27年4月1日から平成28年3月31日の間においては差額相当額に100分の50を乗じて得た額を、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては差額相当額に100分の25を乗じて得た額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から48号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
保健職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで

- 5 新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。
- 6 承継教職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人設立前に愛知県の職員の給与に関する条例その他愛知県の関係規定に基づき、愛知県知事により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(追加 [平成21年3月27日規程第19号])

- 7 前三項の規定は、別表第4における調整数1の者について適用し、調整数0.5の者については次の表による区分の額を支給するものとする。

給料表	職務	調整額
-----	----	-----

	の 級	平成21年4月1日から 平成22年1月31日まで	平成22年2月1日から 平成22年3月31日まで
教 育 職 給 料 表	1級	75円	72円
	2級	87円	96円
	3級	112円	108円
	4級	125円	121円
	5級	162円	157円

(追加 [平成23年3月30日規程第18号])

(55歳を超える管理職手当受給教職員の給与の減額措置)

8 平成30年3月31日までの間、第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける教職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び附則第12項において「特定教職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定教職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の給料月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下「給料月額減額基礎額」という。）
- (2) 地域手当 当該特定教職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第23条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割

合を乗じて得た額（同項に規定する期末勤勉手当規程で定める管理又は監督の地位にある教職員（以下この号において「管理監督教職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第20条第4項の規定の適用を受ける教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額（管理監督教職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で期末勤勉手当規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第11項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第23条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額

(5) 第29条第1項から第6項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第29条第1項又は第4項ただし書 前各号に定める額

ロ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第29条第4項又は第5項本文 第1号から第3号までに定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第29条第6項 次に掲げる教職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 第29条第2項の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

(ロ) 第29条第4項又は第5項本文の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額に、同条第4項又は第5項本文の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

(ハ) 第29条第4項ただし書の規定により給与の支給を受ける教職員 第3号に定める額

給料表	職務の級
教育職給料表	4級
一般職給料表	6級
保健職給料表	6級

9 前項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第1項の規定による勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した勤務しない時間一時間につき減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等に関する規定第3条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を同条に規定する勤務時間の一週間当たりの時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第28条第2項の規定による減額すべき給与額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した減額すべき給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の0.75を乗じて得た額（最低号給に達しない

い場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に100分の50を乗じて得た額)に相当する額を減じた額とする。

1 1 附則第8項の規定が適用される間、同項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第23条第2項に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、勤勉手当減額対象額に100分の1.35(特定管理教職員にあつては、100分の1.65)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の90(特定管理教職員にあつては、100分の110)を乗じて得た額)に相当する額を減じた額とする。

1 2 附則第8項から前項までに規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員になった場合における附則第8項の減ずる額の計算その他同項から前項までの規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(33歳に満たない職員の号給の調整)

1 3 平成23年4月1日において33歳に満たない教職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける教職員を除く。)のうち、同日において給与規程第5条第4項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に調整日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成19年12月22日規程第61号)

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。ただし、第14条の2の改正規定は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月8日規程第72号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日規程第19号)

[沿革] 平成21年5月29日規程第2号改正

[沿革] 平成21年11月30日規程第7号改正

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(地域手当にかかる経過措置)

2 平成22年3月31日までの間における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「100分の6.5」とあるのは、「100分の8」とする。

(派遣職員の給与、期末手当及び勤勉手当の特例)

3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員(以下「派遣職員」という。)の給料月額は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、規程第4条及び第5条(教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。)の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の4(平成20年7月1日から平成22年3月31日までの間においては、次の表の上欄に掲げる職員ごとに、同表の下欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同欄に定める割合)を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。

職 員	割 合	
	平成21年7月1日から同年1月30日まで	平成21年12月1日から平成22年3月31日まで

1 次号に掲げる職員以外の職員	100分の2.4	100分の0.4
2 規程第19条の規定により管理職手当を支給することとされる職員(以下「管理職手当受給職員」という。)	100分の3.1	100分の3.1

- 4 派遣職員のうち管理職手当受給職員の期末手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定にかかわらず、給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額に相当する額から当該額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額をもって給与規程第20条第2項の規定により算定される期末手当の額とした場合に平成21年3月27日規程第19号附則第7項の規定により支給することとされる額とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

- 5 派遣職員のうち管理職手当受給職員の勤勉手当の額は、平成21年12月に支給する場合において、給与規程第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の7を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ減じた額とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 6 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第23条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第23条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

(追加 [平成21年11月30日規程第7号])

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 7 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第20条第2項及び第3項から第5項まで若しくは第29条第1項及び第2項若しくは第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、第1号及び第2号に掲げる額の合計額から第3号に掲げる額を減じた額(当該額が0を下回る場合には0とする。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に減額改定対象職員となった者)については、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当及び管理職手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額に、同年4月からこの規定の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して期末勤勉手当規程で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.22を乗じて得た額

- (3) イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額

イ 平成21年12月1日まで引き続いて在職した期間で平成21年4月1日から施行日の前日までのもの

(以下「継続在職期間」という。)について、平成21年3月27日規程第19号附則第3項及び第4項の規定を適用しないで算定した場合の給料額

ロ 継続在職期間について支給された給料額

附 則 (平成21年5月29日規程第2号)

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年6月5日規程第3号）

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規程第7号）

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年12月7日規程第8号）

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年1月29日規程第11号）

この規程は、平成22年2月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規程第16号）

〔沿革〕平成22年11月29日規程第12号改正

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規程第11条第1項第2号に掲げる教職員に対しては、改正後の規程第11条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までの間、なお従前の例により住居手当を支給する。この場合において、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間は、改正前の規程第11条第2項第2号中「7, 200円」とあるのは、「3, 600円」とする。
- 3 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額を、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、この規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び規定第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められた額とする。
- 4 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、この規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に平成22年6月に支給する場合においては100分の3（管理職手当受給職員にあっては、同年6月に支給する場合においては100分の7、同年12月に支給する場合においては100分の4）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成22年4月2日規程第1号）

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規程第5号）

この規程は、平成22年6月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、博士後期課程を除く大学院の授業科目を前期及び後期担当（前期または後期のみの授業（前期または後期分の授業数がある集中講義を含む）を複数担当した場合を含む）する教授、准教授、講師及び助教については、適用日から施行日の前日までの間、改正前の別表第4を適用する。

附 則（平成22年11月29日規程第12号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第20条第2項及び第23条第2項の改正規定は、平成22年4月1日から適用する。

附則（平成23年3月30日規程第18号）

〔沿革〕平成23年7月15日規程第1号改正

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額、平成23年4月1日から平成24年3月31日まで（給与規程第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員（以下「管理職手当受給職員」という。）以外の職員にあつては、平成23年8月1日から平成24年3月31日まで）の間（以下「特例期間」という。）において、給与規程第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条、第28条及び第38条を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げるものの算出の基礎となる給料月額は、給与規程第4条及び第5条の規定により定められる額とする。
  - (1) 手当の額（次号に掲げる給与額の算出の基礎となる地域手当の月額を含む。）
  - (2) 給与規程第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、給与規程第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の3（管理職手当受給職員にあつては、平成23年6月に支給する場合においては100分の3、同年12月に支給する場合においては100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。
- 4 この規程の施行の前日から引き続き改正前の給与規程第28条第2項に規定する感染症による療養休暇により勤務しない職員については、改正後の給与規程第28条第2項の規定は、適用しない。
- 5 この規程の施行の前日から引き続き結核性疾患による療養休暇により勤務しない職員に対する改正後の給与規程第28条第2項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

附 則（平成23年7月15日規程第1号）

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規程第18号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項の規定に基づき派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給料月額は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（教職員育児休業及び介護休業に関する規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 派遣職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の2.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあつては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

附 則（平成24年5月28日規程第1号）

(施行期日)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月31日規程第10号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 教職員の給料月額、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。
- 4 教職員の期末手当及び勤勉手当の額は、特例期間に支給する場合において、第20条第2項及び第23条第2項の規定にかかわらず、これらの規定により支給することとされるそれぞれの額から当該額に100分の1.5（第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる職員にあつては、100分の7）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。

（施行期日）

附 則（平成26年3月26日規程第4号）

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員（以下「管理職手当受給教職員」という。）の給料月額は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、第4条及び第5条（育児介護休業規程第13条、第23条を含む。以下同じ。）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（給与規程附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される管理職手当受給教職員にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減じた額）から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第4条及び第5条の規定により定められた額とする。
- 3 管理職手当受給教職員の給料の調整額は、特例期間において、給与規程第6条の規定にかかわらず同条の規定により定められている額から当該額に100分の3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料の調整額は第6条の規定により定められる額とする。

附 則（平成26年12月24日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月30日規程第18号）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成28年3月24日規程第9号）

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月24日規程第12号）

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定により管理職手当を支給することとされる教職員の管理職手当の月額、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、同条第2項の規定にかかわらず、管理職手当規程により定められる額から当該額に100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の給与額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同項の規定により管理職手当規程で定められた額とする。

附 則（平成28年12月26日規程第7号）

この規程は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別表第1 教育職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,600	212,700	273,900	321,500	406,000	536,200
2	171,700	215,000	276,900	324,500	408,400	539,200
3	173,700	217,200	279,700	327,600	410,800	542,300
4	175,700	219,500	282,600	330,600	413,300	545,400
5	177,800	221,600	285,500	333,800	415,700	548,400
6	180,300	223,800	288,000	336,600	418,200	550,800
7	182,800	226,000	290,200	339,200	420,600	553,300
8	185,300	228,100	292,600	341,900	423,100	555,800
9	187,800	230,400	295,300	345,000	424,900	558,100
10	190,600	232,800	297,800	348,000	427,400	559,900
11	193,300	235,200	300,200	351,100	429,900	561,800
12	196,000	237,600	302,900	354,400	432,200	563,700
13	198,800	239,900	305,300	357,300	433,800	565,400
14	200,700	242,400	307,300	359,400	436,000	566,800
15	202,600	244,800	309,400	361,700	438,200	568,100
16	204,600	247,200	311,300	364,300	440,500	569,300
17	206,600	249,300	313,500	366,900	442,800	570,600
18	208,400	252,400	315,700	369,100	445,200	571,400
19	210,200	255,500	317,700	371,400	447,500	572,100
20	211,900	258,600	319,700	373,500	450,000	572,800
21	213,700	261,600	321,800	375,600	452,100	573,600
22	215,600	264,600	324,400	377,700	454,400	
23	217,500	267,500	327,000	379,800	456,800	
24	219,500	270,400	329,800	381,800	459,100	
25	221,500	273,200	331,900	383,500	461,100	
26	223,600	275,800	334,100	385,300	463,300	

27	225, 700	278, 300	336, 300	387, 300	465, 400
28	227, 800	281, 000	338, 800	389, 200	467, 600
29	229, 800	284, 000	341, 200	391, 100	469, 700
30	232, 000	286, 400	343, 400	392, 800	472, 100
31	234, 300	288, 600	345, 600	394, 500	474, 300
32	236, 600	291, 000	347, 500	396, 200	476, 400
33	238, 800	293, 500	349, 700	398, 000	478, 300
34	240, 700	295, 700	352, 000	399, 800	480, 400
35	242, 400	298, 200	354, 300	401, 400	482, 700
36	244, 100	300, 500	356, 500	403, 200	484, 900
37	245, 800	303, 100	358, 400	404, 400	487, 000
38	247, 500	304, 800	360, 400	406, 000	489, 000
39	248, 900	306, 500	362, 500	407, 700	491, 000
40	250, 500	308, 200	364, 400	409, 200	492, 900
41	252, 600	310, 100	366, 400	410, 400	494, 900
42	254, 300	310, 900	368, 300	412, 000	496, 800
43	255, 700	311, 800	370, 100	413, 500	498, 500
44	257, 300	312, 700	371, 900	415, 100	500, 400
45	258, 800	313, 600	373, 900	416, 500	502, 300
46	260, 300	314, 700	375, 700	418, 100	504, 100
47	262, 100	315, 600	377, 300	419, 500	505, 900
48	263, 500	316, 700	379, 100	421, 100	507, 800
49	264, 900	317, 700	380, 800	422, 500	509, 500
50	265, 700	318, 800	382, 400	423, 800	511, 200
51	266, 300	319, 700	384, 200	425, 100	513, 100
52	267, 200	320, 600	385, 900	426, 400	515, 000
53	267, 900	321, 800	387, 200	427, 100	516, 600
54	268, 800	322, 800	388, 700	428, 200	518, 200
55	269, 500	324, 000	390, 100	429, 100	519, 900
56	270, 400	325, 000	391, 700	430, 000	521, 500
57	271, 200	326, 000	393, 100	430, 900	523, 100
58	272, 400	327, 100	394, 500	431, 800	524, 400
59	273, 400	328, 200	395, 800	432, 700	525, 700
60	274, 500	329, 200	397, 300	433, 600	526, 900
61	275, 500	330, 200	398, 600	434, 500	528, 100
62	276, 600	331, 200	400, 000	435, 400	529, 100
63	277, 600	332, 300	401, 500	436, 400	530, 100
64	278, 600	333, 400	403, 000	437, 500	531, 100
65	279, 500	334, 300	404, 000	438, 400	531, 700
66	280, 400	335, 400	405, 100	439, 400	532, 700
67	281, 500	336, 200	406, 100	440, 400	533, 600

68	282,700	337,300	407,300	441,300	534,500
69	283,700	338,100	408,300	442,300	535,400
70	284,800	339,200	409,200	443,300	536,200
71	285,800	340,200	410,000	444,200	536,900
72	286,900	341,300	410,800	445,200	537,400
73	287,700	341,800	411,600	446,200	538,100
74	288,800	342,800	412,500	447,100	538,600
75	289,900	343,800	413,300	448,000	539,400
76	290,900	344,900	414,100	449,100	540,000
77	291,600	345,900	414,800	449,900	540,500
78	292,600	346,900	415,300	450,400	541,100
79	293,600	347,800	415,700	451,100	541,700
80	294,500	348,700	416,100	451,700	542,300
81	295,500	349,700	416,400	452,500	542,900
82	296,400	350,700	416,800	453,200	543,500
83	297,300	351,700	417,100	453,500	544,100
84	298,200	352,700	417,500	454,100	544,700
85	298,900	353,300	417,800	454,500	545,300
86	299,700	353,900	418,200	454,900	545,900
87	300,500	354,500	418,600	455,300	546,500
88	301,400	355,100	419,000	455,600	547,100
89	302,000	355,700	419,300	455,900	547,700
90	302,600	356,100	419,700	456,300	548,300
91	303,400	356,500	420,100	456,700	548,900
92	304,000	357,000	420,400	457,000	549,500
93	304,700	357,500	420,700	457,300	550,100
94	305,300	357,900	421,100	457,700	
95	305,900	358,400	421,400	458,000	
96	306,500	358,900	421,700	458,300	
97	307,200	359,500	422,000	458,600	
98	307,800	360,000	422,400	459,000	
99	308,400	360,400	422,700	459,300	
100	309,000	360,900	423,000	459,600	
101	309,400	361,300	423,300	459,900	
102	309,700	361,800	423,700		
103	310,000	362,100	424,000		
104	310,400	362,600	424,300		
105	310,700	363,100	424,600		
106	311,100	363,500	425,000		
107	311,400	364,000	425,300		
108	311,700	364,500	425,600		

109	312, 100	364, 900	425, 900
110	312, 400	365, 500	426, 200
111	312, 800	366, 000	426, 500
112	313, 200	366, 400	426, 800
113	313, 500	366, 800	427, 100
114	313, 900	367, 200	427, 400
115	314, 200	367, 700	427, 700
116	314, 500	368, 100	428, 000
117	314, 700	368, 500	428, 300
118	315, 000	368, 900	
119	315, 400	369, 400	
120	315, 800	369, 800	
121	316, 000	370, 100	
122	316, 300	370, 500	
123	316, 700	371, 000	
124	317, 100	371, 300	
125	317, 300	371, 700	
126	317, 500	372, 200	
127	317, 800	372, 700	
128	318, 200	373, 100	
129	318, 400	373, 500	
130	318, 700	374, 000	
131	319, 100	374, 500	
132	319, 300	375, 000	
133	319, 500	375, 500	
134	319, 800	376, 000	
135	320, 200	376, 500	
136	320, 400	377, 000	
137	320, 500	377, 500	
138	320, 700	378, 000	
139	321, 000	378, 500	
140	321, 300	379, 000	
141	321, 700	379, 500	
142	322, 000		
143	322, 300		
144	322, 600		
145	323, 000		
146	323, 300		
147	323, 500		
148	323, 900		
149	324, 300		

150	324,600					
151	324,900					
152	325,100					
153	325,400					
154	325,700					
155	326,000					
156	326,300					
157	326,500					

備考 この給料表は大学に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2 一般職給料表（第4条関係）

職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	給料月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,300	192,600	229,000	262,400	288,500	319,200	363,500	409,300	459,800	523,400
2	143,400	194,400	230,600	264,300	290,700	321,400	366,200	411,700	462,900	526,300
3	144,600	196,200	232,100	266,100	293,000	323,800	368,700	414,200	465,900	529,400
4	145,700	198,000	233,700	268,200	295,100	326,000	371,300	416,600	468,900	532,600
5	146,800	199,700	235,200	270,000	297,100	328,200	373,300	418,500	472,000	535,700
6	147,900	201,500	236,900	271,900	299,400	330,200	375,800	420,800	475,000	538,000
7	149,000	203,300	238,400	273,800	301,700	332,400	378,100	422,900	478,000	540,500
8	150,100	205,100	240,000	275,900	304,000	334,600	380,600	425,100	481,100	542,900
9	151,200	206,800	241,500	278,000	306,100	336,700	383,100	427,100	483,800	545,300
10	152,600	208,600	243,000	280,000	308,400	338,900	385,800	429,300	486,900	547,100
11	153,900	210,400	244,600	282,200	310,600	341,000	388,500	431,400	489,900	548,900
12	155,200	212,200	246,000	284,200	312,900	343,200	391,200	433,500	493,100	550,800
13	156,500	213,600	247,500	286,200	315,000	345,200	393,600	435,200	495,800	552,500
14	158,100	215,400	249,000	288,300	317,100	347,200	395,900	437,000	498,100	554,000
15	159,600	217,100	250,300	290,300	319,300	349,300	398,100	439,000	500,400	555,300
16	161,200	218,900	251,700	292,300	321,400	351,300	400,500	441,000	502,700	556,400
17	162,500	220,700	253,200	294,300	323,500	353,100	402,300	442,900	504,800	557,700
18	164,000	222,400	254,900	296,300	325,600	355,100	404,300	444,700	506,200	558,700
19	165,500	224,000	256,600	298,400	327,700	356,900	406,200	446,500	507,700	559,600
20	167,000	225,600	258,400	300,400	329,700	358,800	408,100	448,200	509,100	560,500
21	168,400	227,100	260,000	302,400	331,600	360,800	410,000	450,100	510,300	561,400
22	171,100	228,800	261,900	304,600	333,700	362,700	411,800	451,600	511,800	
23	173,700	230,400	263,600	306,600	335,700	364,700	413,600	453,000	513,300	
24	176,300	232,000	265,300	308,700	337,800	366,700	415,500	454,500	514,800	
25	179,100	233,300	267,300	310,500	339,300	368,700	417,300	455,900	515,900	

26	180,800	234,800	269,200	312,600	341,200	370,600	418,800	457,200	517,000
27	182,500	236,200	271,000	314,700	343,100	372,600	420,300	458,500	518,200
28	184,200	237,500	272,800	316,700	345,100	374,600	421,900	459,700	519,400
29	185,700	238,800	274,500	318,600	346,800	376,100	423,500	460,700	520,400
30	187,500	240,000	276,400	320,600	348,700	377,900	424,800	461,400	521,300
31	189,300	241,100	278,300	322,700	350,600	379,700	426,100	462,200	522,200
32	191,000	242,300	280,000	324,900	352,400	381,300	427,300	462,900	523,100
33	192,600	243,600	281,700	326,300	354,300	383,100	428,600	463,600	523,900
34	194,100	244,800	283,700	328,300	356,100	384,500	429,900	464,400	524,800
35	195,600	246,000	285,500	330,200	357,900	386,000	431,200	465,100	525,500
36	197,100	247,300	287,400	332,300	359,600	387,700	432,400	465,700	526,000
37	198,500	248,200	289,000	334,200	361,000	389,100	433,600	466,200	526,700
38	199,800	249,600	290,700	336,100	362,300	390,300	434,400	466,800	527,300
39	201,100	251,000	292,500	338,100	363,700	391,500	435,200	467,400	528,100
40	202,400	252,500	294,300	340,000	365,100	392,600	436,000	468,000	528,700
41	203,700	253,900	296,000	341,900	366,500	393,700	436,600	468,500	529,200
42	205,000	255,300	297,700	343,800	367,400	394,900	437,300	469,000	
43	206,300	256,700	299,300	345,700	368,500	396,100	438,000	469,400	
44	207,600	258,000	300,900	347,600	369,600	397,200	438,700	469,700	
45	208,800	259,200	302,600	349,100	370,400	397,900	439,500	470,100	
46	210,100	260,500	304,400	350,500	371,300	398,600	440,300	470,600	
47	211,400	262,000	306,000	352,000	372,200	399,300	440,700	471,000	
48	212,700	263,300	307,700	353,500	373,100	400,000	441,400	471,300	
49	213,800	264,600	308,800	355,100	374,000	400,600	441,900	471,600	
50	214,900	265,700	310,300	355,900	374,800	401,200	442,300	472,100	
51	215,900	267,000	311,800	357,100	375,600	401,700	442,700	472,500	
52	217,000	268,300	313,400	358,100	376,400	402,100	443,100	472,800	
53	218,100	269,300	315,000	359,000	377,100	402,500	443,500	473,100	
54	219,100	270,400	316,600	360,100	377,800	402,800	443,900		
55	220,100	271,700	318,200	361,000	378,500	403,100	444,300		
56	221,100	273,000	319,700	362,100	379,200	403,400	444,600		
57	221,700	274,100	321,200	363,000	379,700	403,700	444,900		
58	222,600	275,100	322,400	363,700	380,300	404,000	445,300		
59	223,400	276,100	323,600	364,400	380,900	404,300	445,600		
60	224,300	277,200	324,900	365,100	381,600	404,600	445,900		
61	225,000	278,400	325,600	365,600	382,000	404,900	446,200		
62	226,000	279,400	326,500	366,200	382,700	405,200	446,600		
63	226,800	280,300	327,300	366,900	383,300	405,500	446,900		
64	227,700	281,300	328,100	367,600	383,900	405,800	447,200		
65	228,400	282,100	329,000	367,900	384,300	406,100	447,500		
66	229,200	283,000	329,400	368,600	384,900	406,400			

67	230, 100	283, 700	330, 100	369, 300	385, 500	406, 700				
68	231, 200	284, 600	330, 900	370, 000	386, 100	407, 000				
69	231, 900	285, 600	331, 700	370, 300	386, 600	407, 300				
70	232, 600	286, 400	332, 400	370, 900	387, 100	407, 600				
71	233, 200	287, 200	333, 100	371, 600	387, 600	407, 900				
72	234, 000	288, 000	333, 800	372, 200	388, 200	408, 200				
73	234, 800	288, 800	334, 300	372, 500	388, 500	408, 400				
74	235, 500	289, 300	334, 900	373, 100	388, 900	408, 700				
75	236, 200	289, 700	335, 400	373, 800	389, 300	409, 000				
76	236, 800	290, 200	336, 000	374, 400	389, 700	409, 200				
77	237, 500	290, 300	336, 300	374, 800	390, 000	409, 400				
78	238, 300	290, 700	336, 800	375, 300	390, 300	409, 700				
79	239, 100	290, 900	337, 200	375, 900	390, 600	410, 000				
80	239, 800	291, 300	337, 700	376, 400	390, 900	410, 200				
81	240, 600	291, 500	338, 100	376, 900	391, 100	410, 400				
82	241, 300	291, 700	338, 600	377, 500	391, 400	410, 700				
83	242, 000	292, 100	339, 100	378, 000	391, 700	411, 000				
84	242, 700	292, 400	339, 600	378, 300	391, 900	411, 200				
85	243, 300	292, 700	339, 900	378, 700	392, 100	411, 400				
86	244, 000	293, 000	340, 300	379, 200	392, 400					
87	244, 700	293, 300	340, 800	379, 600	392, 700					
88	245, 400	293, 700	341, 200	380, 000	392, 900					
89	246, 100	294, 000	341, 500	380, 400	393, 100					
90	246, 600	294, 400	341, 900	380, 900	393, 400					
91	247, 000	294, 700	342, 400	381, 300	393, 700					
92	247, 500	295, 100	342, 800	381, 700	393, 900					
93	247, 800	295, 200	343, 000	382, 000	394, 100					
94		295, 400	343, 400	382, 500						
95		295, 800	343, 900	382, 900						
96		296, 200	344, 300	383, 300						
97		296, 400	344, 400	383, 600						
98		296, 700	345, 000							
99		297, 100	345, 400							
100		297, 500	345, 700							
101		297, 700	346, 000							
102		298, 000	346, 400							
103		298, 400	346, 800							
104		298, 700	347, 200							
105		298, 900	347, 700							
106		299, 200	348, 100							
107		299, 600	348, 500							

108		299,900	348,900							
109		300,100	349,400							
110		300,500	349,800							
111		300,900	350,100							
112		301,200	350,400							
113		301,300	350,900							
114		301,600								
115		301,900								
116		302,300								
117		302,500								
118		302,700								
119		303,100								
120		303,400								
121		303,800								
122		304,000								
123		304,300								
124		304,600								
125		304,900								
再任用	187,800	215,400	255,600	275,100	290,300	315,800	357,700	391,000	442,300	523,100

備考 この表は、教育職給料表、保健職給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第3 保健職給料表（第4条関係）

職務の級 号給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	160,900	188,500	237,100	260,100	285,500	330,400	375,100
2	162,300	190,600	238,900	261,200	287,300	332,500	377,700
3	163,800	192,700	240,800	262,100	289,100	334,600	380,400
4	165,200	194,700	242,600	263,200	291,000	336,800	383,000
5	166,700	196,800	244,000	264,000	292,800	338,900	385,200
6	168,200	199,200	245,300	265,000	294,600	341,000	387,700
7	169,700	201,500	246,500	265,800	296,500	343,200	390,000
8	171,200	203,800	247,800	266,800	298,300	345,400	392,300
9	172,500	206,200	248,900	267,900	300,200	347,000	394,300
10	174,200	207,600	250,000	268,700	302,100	349,000	396,400
11	175,800	209,000	250,900	269,800	304,000	350,900	398,600
12	177,400	210,400	251,800	271,000	305,900	352,900	400,900
13	179,000	211,800	253,100	272,300	307,600	354,900	402,800
14	181,000	213,300	254,200	273,600	309,200	357,000	404,800

15	183,000	214,800	255,000	274,800	311,000	359,100	407,000
16	185,000	216,000	256,000	276,300	312,800	361,100	409,300
17	187,200	217,400	256,800	277,600	314,600	363,100	411,300
18	189,300	218,900	257,700	279,000	316,200	365,100	413,500
19	191,400	220,500	258,700	280,200	317,900	367,300	415,700
20	193,500	222,000	259,600	281,600	319,600	369,400	417,800
21	195,600	223,400	260,500	283,300	321,100	371,100	419,700
22	197,800	225,100	261,600	284,900	322,600	373,200	421,600
23	200,100	226,800	262,500	286,400	324,300	375,300	423,400
24	202,300	228,500	263,500	287,800	325,800	377,300	425,300
25	204,300	229,900	264,700	289,100	327,400	379,300	427,000
26	205,600	231,600	266,000	290,900	328,800	380,900	428,700
27	206,900	233,300	267,200	292,700	330,300	382,800	430,400
28	208,200	235,000	268,500	294,400	331,900	384,700	432,000
29	209,400	236,600	269,700	296,000	333,200	386,600	433,300
30	210,600	238,000	271,200	297,600	334,700	388,300	434,600
31	211,900	239,300	272,800	299,200	336,100	390,200	436,200
32	213,100	240,500	274,200	300,900	337,600	392,000	437,700
33	214,400	241,800	275,800	302,300	339,200	393,700	439,400
34	215,700	242,900	277,300	303,900	340,700	395,400	441,000
35	217,000	243,800	278,600	305,500	342,300	397,200	442,400
36	218,300	244,900	279,900	307,100	343,800	398,900	443,800
37	219,800	246,000	281,500	308,600	345,600	400,500	444,900
38	221,200	247,100	283,000	310,000	347,200	402,200	446,200
39	222,500	248,000	284,500	311,500	348,700	404,000	447,500
40	223,900	249,100	285,900	313,100	350,300	405,800	449,000
41	224,900	249,800	287,500	314,700	351,500	407,400	450,000
42	226,300	250,700	289,000	316,100	353,000	408,900	450,700
43	227,700	251,600	290,500	317,500	354,500	410,400	451,500
44	229,100	252,500	292,100	319,000	355,900	411,700	452,100
45	230,300	253,300	293,400	320,000	357,500	412,800	453,000
46	231,700	254,300	294,800	321,400	358,500	413,900	453,700
47	233,000	255,200	296,300	322,800	360,000	415,000	454,500
48	234,300	256,200	297,800	324,400	361,300	416,200	455,300
49	235,400	257,200	299,100	325,500	362,700	417,500	456,000
50	236,500	258,400	300,400	326,900	364,100	418,600	456,700
51	237,500	259,600	301,700	328,200	365,500	419,800	457,400
52	238,600	260,800	303,200	329,500	366,900	420,900	458,200
53	239,700	262,000	304,700	330,900	368,400	422,100	459,000
54	240,900	263,500	306,000	332,300	369,600	423,100	459,800
55	241,900	264,900	307,400	333,700	370,700	424,200	460,500

56	242,900	266,300	308,800	335,000	371,900	425,300	461,200
57	243,800	267,900	309,800	335,900	373,000	426,400	462,000
58	244,800	269,500	311,000	337,200	373,900	426,900	
59	245,500	271,000	312,200	338,400	374,900	427,500	
60	246,500	272,500	313,600	339,700	375,900	427,900	
61	247,400	273,900	314,700	340,800	376,500	428,600	
62	248,400	275,400	316,000	341,700	377,300	429,100	
63	249,200	276,900	317,300	342,900	378,100	429,500	
64	250,200	278,200	318,500	344,200	378,900	430,000	
65	251,100	279,800	319,800	345,400	379,600	430,600	
66	252,100	281,300	321,100	346,600	380,300	431,000	
67	253,200	282,900	322,400	347,800	381,100	431,300	
68	254,100	284,400	323,800	348,900	381,800	431,600	
69	254,900	285,500	324,500	349,900	382,400	432,000	
70	256,000	287,000	325,600	350,900	383,000	432,400	
71	257,100	288,500	326,700	352,000	383,700	432,700	
72	258,300	289,900	327,600	353,100	384,300	433,000	
73	259,700	291,100	328,900	353,900	385,000	433,400	
74	261,100	292,500	329,600	355,000	385,500	433,800	
75	262,400	293,800	330,700	356,100	386,100	434,100	
76	263,600	295,100	331,900	357,200	386,700	434,400	
77	264,600	296,600	333,000	357,900	387,100	434,800	
78	265,700	297,900	334,200	358,700	387,700	435,200	
79	267,000	299,100	335,300	359,500	388,200	435,500	
80	268,200	300,400	336,500	360,200	388,500	435,800	
81	269,300	301,100	337,600	360,800	388,800	436,200	
82	270,300	302,300	338,700	361,300	389,300	436,600	
83	271,400	303,500	339,700	361,900	389,700	436,900	
84	272,500	304,700	340,800	362,400	390,000	437,200	
85	273,300	305,800	341,700	363,000	390,300	437,600	
86	274,200	307,000	342,700	363,500	390,800	438,000	
87	275,300	308,200	343,600	364,100	391,300	438,300	
88	276,400	309,300	344,700	364,600	391,700	438,600	
89	277,400	310,600	345,700	365,000	392,000	439,000	
90	278,300	311,800	346,500	365,500	392,400	439,400	
91	279,200	313,000	347,300	366,100	392,900	439,700	
92	280,200	314,200	348,100	366,600	393,300	440,000	
93	281,200	315,000	348,700	366,900	393,700	440,400	
94	282,300	315,700	349,300	367,400		440,800	
95	283,200	316,400	350,000	367,800		441,100	
96	284,200	317,000	350,600	368,100		441,400	

97	285,000	317,700	351,000	368,700	441,800
98	285,800	318,000	351,400	369,200	
99	286,400	318,600	351,900	369,700	
100	287,300	319,300	352,300	370,200	
101	288,100	319,700	352,800	370,800	
102	288,900	320,300	353,200	371,300	
103	289,700	320,900	353,700	371,800	
104	290,500	321,500	354,100	372,200	
105	291,200	321,900	354,400	372,800	
106	291,700	322,400	354,900	373,300	
107	292,200	322,900	355,300	373,800	
108	292,700	323,400	355,600	374,300	
109	292,900	323,900	356,100	374,900	
110	293,200	324,300	356,600	375,300	
111	293,400	324,600	357,100	375,800	
112	293,800	324,900	357,600	376,300	
113	294,100	325,300	358,100	376,900	
114	294,300	325,700	358,600		
115	294,700	326,100	359,100		
116	295,000	326,400	359,500		
117	295,300	326,600	359,900		
118	295,600	326,900	360,300		
119	295,900	327,300	360,800		
120	296,300	327,500	361,300		
121	296,600	327,700	361,700		
122	297,000	328,000	362,200		
123	297,300	328,300	362,700		
124	297,700	328,600	363,200		
125	297,900	328,800	363,500		
126	298,100	329,100			
127	298,400	329,500			
128	298,800	329,700			
129	299,000	329,800			
130	299,300	330,100			
131	299,700	330,500			
132	300,100	330,700			
133	300,300	331,000			
134	300,600	331,400			
135	301,000	331,800			
136	301,300	332,200			
137	301,500	332,500			

138	301,800	332,900					
139	302,200	333,300					
140	302,500	333,700					
141	302,700	334,000					
142	303,200	334,400					
143	303,600	334,700					
144	303,900	335,100					
145	304,000	335,400					
146	304,300	335,800					
147	304,600	336,200					
148	305,000	336,600					
149	305,200	336,900					
150	305,400	337,300					
151	305,700	337,700					
152	306,000	338,100					
153	306,400	338,400					
154	306,600						
155	306,800						
156	307,100						
157	307,400						
158	307,700						
159	308,000						
160	308,300						
161	308,700						
162	309,000						
163	309,300						
164	309,600						
165	310,000						
166	310,300						
167	310,600						
168	310,900						
169	311,300						
再任用 職員	235,400	255,800	263,100	273,300	289,700	327,000	371,600

この表は、大学に勤務する保健師に適用する。

別表第4 給料の調整額適用区分表（第6条関係）

勤務箇所	教 職 員	調整数
愛知県立大学及び愛 知県立芸術大学	(1) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、	2

	講師及び助教	
	(2) 大学院研究科の博士後期課程を担当する者で、授業科目（講義、演習、実験又は実習（愛知県芸術大学の特別演習は除く。))を担当する教授、准教授、講師及び助教	1.5
	(3) 大学院担当教員のうち、主任として1人以上の学生に対する研究指導に従事する教授、准教授、講師及び助教（(1)に掲げる者を除く。）	1
	(4) 大学院担当教員（(1)から(3)に掲げる者を除く。）	0.5

別表第5 調整基本額表（第6条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表	1級	8,900円
	2級	10,400円
	3級	11,800円
	4級	12,600円
	5級	14,800円
	6級	16,100円

別表第6 初任給調整手当額表（第12条関係）

期間の区分	初任給調整手当額
1年未満	50,600円
1年以上2年未満	50,600円
2年以上3年未満	50,600円
3年以上4年未満	50,600円
4年以上5年未満	50,600円
5年以上6年未満	50,600円
6年以上7年未満	48,800円
7年以上8年未満	47,000円
8年以上9年未満	45,200円
9年以上10年未満	43,400円
10年以上11年未満	41,600円
11年以上12年未満	39,800円
12年以上13年未満	38,000円
13年以上14年未満	36,200円
14年以上15年未満	34,800円
15年以上16年未満	33,400円
16年以上17年未満	32,000円

17年以上18年未満	30,600円
18年以上19年未満	29,200円
19年以上20年未満	27,800円
20年以上21年未満	26,400円
21年以上22年未満	25,800円
22年以上23年未満	25,200円
23年以上24年未満	24,200円
24年以上25年未満	23,600円
25年以上26年未満	23,000円
26年以上27年未満	22,400円
27年以上28年未満	21,800円
28年以上29年未満	21,000円
29年以上30年未満	20,700円
30年以上31年未満	20,300円
31年以上32年未満	19,700円
32年以上33年未満	18,800円
33年以上34年未満	17,900円
34年以上35年未満	17,200円

備考 この表において期間の区分に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

様式1 初任給調整手当支給調書（第12条関係）

初任給調整手当支給調書

所属名		職名		氏名	
				職員番号	
支給要件	手当の根拠	給与規程第12条			
	試験の種類・区分				
	学歴（学部・学科で記入）	（ 年 月 日 <sup>卒</sup> 修了）			
	免許の種類	（ 年 月 日取得）			
	採用又は異動年月日	年 月 日（該当条項第 <sup>3</sup> / <sub>4</sub> 条 号）			
	同上の日の級・号給	職給料表（ ） 級 号給			
採用（異動）前に支給された期間	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
	円	年 月 日から 年 月 日まで		月 日間	
支給予定期間	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
	円	年 月 日から 年 月 日まで			
休職によって支給されなかった期間	年 月 日から 年 月 日まで			年 月 日間	
支給されなくなった場合はその期日と理由	年 月 日（理由 ）				

様式2 (第14条の2関係)

大学入試センター試験監督等業務手当整理簿

支給月	平成	年	月	確認者 (学部長等) 氏名			印
大学名	学部名	職名	氏名	手当額(円)	従事日	支給額(円)	備考

※作成要領

「支給月」は、当該試験の属する月の翌月とする。